

第4回建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合

日 時：平成31年1月31日（木）16:00～17:58

場 所：A P虎ノ門 Bルーム

○佐々木建設安全対策室長 それでは定刻となりましたので、第4回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開会いたします。

私は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、報道関係の皆様、傍聴の皆様、この会議の撮影は冒頭のみとさせていただきます。改めて御案内しますが、それ以降の撮影は御遠慮いただきたいと思います。

それから、本日の出欠でございますけれども、関根委員、武石委員が所用により欠席されております。また、事務局では、安全課長の奥村が所用により欠席させていただいております。

また、今回の実務者会合につきましては、卓上のタブレットを用いたペーパーレス会議形式で行うこととさせていただきます。現在、厚生労働省では業務効率化の観点から会議におけるペーパーレス化を進めているところでございます。何とぞ御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、タブレットの操作方法につきましては、後ほど説明させていただきますけれども、資料の格納先がどこになっているかわからないとか、ロックがかかっている見られないといったような状況になりましたら、適宜、お申し付けいただければ、会議中でも、近くにいる担当者のほうで対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○東技術審査官 議事に入る前に、本日使用するタブレットに関して御説明いたします。

机上にこちらのタブレット操作手順書を配付しておりますので、そちらをごらんください。なお、この手順書につきましては、会議終了後回収いたしますので、持ち帰らないようお願いいたします。また、手順書にメモ等の記入をなされないように御留意いただければと思います。

こちらを見ていただいて、「表示資料の操作」というところですが、まず最初、別の資料を表示するときには、左上にありますマイプライベートファイルというところを一回押していただければ、本日使う資料についての資料が一覧されるような形になっております。今は、「議事次第」が最初に表示されているかと思っております。

なお、左上にマイプライベートファイルの表示がされない場合には、一回画面上のどこかをタッチしていただければ、マイプライベートファイルというのが左上に表示されるようになっておりますので、そうしていただければと思います。

それから、（2）で「表示を拡大／縮小する」とありますが、これは皆さん大体わかる

かと思えますけれども、2本の指で開いたり閉じたりすることで表示内容を拡大または縮小表示されますので、そのようにしていただければと思います。

以降、「資料のページをめくる」とか、「資料の内容を検索する」とかというのがありますけれども、こちらについては、基本的に、本日の資料は、どの資料もそれほどページ数は多くありませんので、説明は省略させていただきます。操作説明書を見ていただければ、やり方自体は出ているかと思えますので、それで御対応いただければと思います。

マイプライベートファイルを見ていただければ、本日の議事次第、資料1～4、参考資料1、2について、全て格納しているかと思えます。

格納されている資料については、最初、

00 議事次第

01 資料1「主な論点について」

02 資料2「屋根上作業の関係業界に対するヒアリング結果について」

03 資料3「労働安全衛生規則第563条と第564条の整理について」

04 資料4「手すり先行工法」の義務化について（提案）（杉森委員、小岸委員提出資料）

05 参考資料1「開催要綱」

06 参考資料2「手すり先行工法の採用が困難な場合の事例について」

こちらについて御用意しております。

それでは、格納している資料の不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

もし、会議途中でも、何かございましたら、適宜、そちらのほうに担当者がおりますので、言っていただければと思います。

また、参集者、オブザーバーの皆様には、机上にファイルを置いております。こちらのファイルには、1回目から3回目までの実務者会合の資料をとじたものを御用意しております。こちらについても漏れ等はございませんでしょうか。

そういったしましたら、報道関係者の皆様、傍聴の皆様は、これからの撮影は御遠慮ください。

それでは、議事に入らせていただきます。蟹澤座長よろしく願いいたします。

○蟹澤座長 皆さん、こんにちは。

きょうも安全関係のことについてたくさんの議題が用意されていますので、早速、入りたいと思います。

それでは、議事次第を開いていると思えますけれども、まず、資料1として、事務局から「主な論点について」という資料が用意されております。これをお開きいただいて、ここには各論ごとに、現状の課題、これまでの議論、それから、方向性について、前回の実務者会合の意見等を踏まえた追記、修正等がなされております。

それでは、まず、「屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害の防止について」、資料

1の1枚目から事務局より説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○東技術審査官 それでは、事務局から説明させていただきます。まず、資料1のファイルを開いていただいておりますでしょうか。この資料1の1ページ目と2ページ目についてでございます。

こちらは、「屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害の防止について」ということでまとめております。前回会合時において、この部分について、屋根上作業に関する業界の方にヒアリングをさせていただいて、それを踏まえて御議論いただきたいという説明を事務局からさせていただきました。

これを受けて、事務局においては、昨年12月に、一般社団法人全日本瓦工事業連盟、防水工事の事業者、それから、全日本板金工業組合連合会にヒアリングを行ったところでございます。ヒアリング結果については、資料2に業界ごとにまとめております。説明は、今日は割愛させていただきますが、必要があれば、適宜、御参照いただければと思います。

この中で、複数の団体からいただいた同趣旨の御意見とか、特徴的な御意見について、資料1の1ページの下のほうになります。赤字の部分に、（関連業界に対するヒアリング結果まとめ）という形で示させていただいております。

まずは、こちらを見ていききたいと思いますけれども、まず1つ目のものとして、新築工事においては、おおむね先行足場により屋根の端等からの墜落防止対策は講じられているが、短期間で行うリフォームであったり、改修工事であったり、特に小規模のもの、あるいは、ゼネコンや大手ハウスメーカーが元請となっていないものでは対策が不十分なものが多いのではないかと御意見。これはヒアリングした3者共通して、おおむねあったところでございます。

続いて、先行足場がないような、短期間・小規模の工事でも、支柱・親綱の設置と安全帯の使用など、対策はあるけれども、作業上支障が生じる、対策を実施するためのノウハウが不十分だ。あるいは、経費・工期等の問題により対策が進まないことが多い。という御意見。こちら3者とも、具体的な対策はあるものの、さまざまな事情によって対策が進まないこともあるというような反応でございました。

続いては、災害事例・業界の安全対策について独自にまとめて啓発や教育に活用しているケースもあるといった御意見であったりとか、一方で、業界内での団体非加入のアウトサイダー対策が必要となっている。また、同じ業界の中でも、団体間での横の連携がなかなかないという御意見ですね。共通する対策もあるとは考えられるが、なかなか横の連携がないという御意見。

業界ごと、あるいは、業界内のさまざまな団体において、問題意識を持って対応しているということもまずは伺いました。

こちらについて、参考までに、資料2を、もし可能だったら見ていただければと思いますが、資料2の一番最後のページ、4ページ目になりますけれども、こちらに、瓦の団体

あるいは板金の団体はこういうものを発行していますよということで紹介を受けたので、ごく参考ということですが、発行しているテキストを掲げております。

一方で、業界ごと、あるいは、業界内の団体ごとでは、それぞれがライバルにもなり得るということで、横の連携は余りないという話も伺いましたし、業界全体を考えたときには、アウトサイダーをどうするのかというところが課題になっているというような声も伺ったところでございます。

資料1の最初のページに戻っていただいて、最後のところになりますけれども、事業者、発注者・元請に災害を防止することの重要性について理解を促すことが重要ではないかという御意見ですね。こちらは、工期とか経費等の観点から理解を得たいという御意見でございます。

こういったことも踏まえて、資料1、その次の2ページ目に、今後の方向性についてということでまとめてあります。

まずは、特に小規模のもの、元請がないような場合ですね。元請がないという表現が適切かどうかはありますが、対策が不十分になることもあるといった御意見があったことを踏まえて、墜落・転落災害の防止対策の必要性について、関係事業者、労働者の啓発が必要ではないかと考えています。

その具体策としては、まず1つは、キャンペーンの実施等によって、行政、建設業界、仮設メーカー、発注者等々が一丸となった取組によって、法令遵守（基本的な措置）の徹底を図ることが重要ではないかと考えております。

先ほどの国交省の関係の委員会でも、小岸委員から、現場で働く方の言葉と我々役所の言葉となかなか通じないところがあるというような話もありました。そういうところを十分考えながら、特に法令の話はわかりにくいところも多いですから、複雑なところもありますし、そういうところをわかりやすい形で伝えていくことが重要なのかなと考えております。

それから、団体とか事業者の方々は、みずから積極的に活用するための支援という観点から、団体が積極的に活用するに当たってニーズがあると言われている災害事例についてよりわかりやすく充実したものを作成する。広く周知して、公表していくことが重要なのではないかと考えています。

さらには、具体的な対策に関して、現場に確実に浸透するようなマニュアルの見直しも考えられるのかなと思っております。具体的には、作業に当たってのマニュアルということでは、現在、厚労省が委託事業で、建災防につくってもらったものですが、「～足場の設置が困難な屋根上作業～墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」があります。御承知の方もいるかと思いますが、これに関して、より具体的に、各団体（作業）で共通的な対策、あるいは、作業に応じた対策を盛り込んでいくというようなことで、使いやすいように見直すことも必要なのではないかなと考えております。

それから、将来的には、関係する作業の教育に関しての義務化も検討する必要も出てく

るかと思えますけれども、ただ、これは枠をつくっても、その中身をどうするのかという話があるかと思えます。まずは、標準的な安全対策について整備、周知していくことが必要かと考えております。

なお、これらは特にキャンペーンのあり方とか、マニュアルの具体的な内容については、この会合で方向性について御議論いただいて、よろしければ、具体的には、本会合にかかわらず引き続き、もっと個別の業界といたしますか、関係者との意見交換をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御質問や御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、今の「主な論点について」、皆さんからの御了承をいただいたということで、進めさせていただきたいと思えます。

それでは、続いて、論点2でございますけれども、「足場の安全点検について」、資料1の3枚目以降について、事務局から説明をお願いいたします。

○東技術審査官 そうしましたら、続いて、同じ資料の次のページですね。3ページ目と4ページ目というところで、「足場の安全点検について」ということでまとめております。

まず3ページ目に関しては、前回会合でいただいた御意見のうち、主なものについて赤字で追記しております。なお、意見の並びについては、およそ関連するテーマごとに御意見を並べていると御理解いただければと思えます。赤字のものを中心に御説明いたします。

まずは、足場上での通常作業が行われている期間での毎日の作業開始前の点検。安衛則第567条の第1項の関係が重要だという御意見でございます。手すりを外された後の復旧がなされていないことが問題だという意見。この点検を徹底する方策について議論すべしという意見に関連して、赤ポツの1つ目。作業の過程において、作業者はみずからの都合で手すり・作業床を外したというような災害が多いのではないかと。安衛則第567条第1項の作業開始前点検の問題ではないか。という御意見、この前あった意見の1つでございます。

続いて、足場が組み立てられた際などの点検。安衛則第567条第2項の関係についての御意見でございます。この点検については、専門知識がある者が行うべきという御意見に関連して、点検の実施について義務化されている中で、その内容を確実にやっていかないと形骸化してしまうおそれがある。誰がやっても同様な指摘がなされるよう、点検者のレベルを担保すべき。という御意見。あるいは、法令違反を見逃さないようにするために、法令違反箇所があれば直すようにするために点検が重要なのではないかと。墜落時に作業床がないなどの場合において、そもそも組み立てた後の点検においてこれを見逃していたということはないか。という御意見がございました。

一方で、安衛則第567条第2項の点検実施者の要件を法令上定めることはどうかという事項に関してですけれども、足場の点検が確実になされることが重要であるが、実施者の要件を法令上定めることは、点検実施の阻害要因になることが懸念されるのではないかとといったような御意見であったりとか、点検実施者の能力というよりも、手すりがない状態で作業が行われている現状を改善する必要があるのではないかとといった御意見をいただいたところでございます。

これを受けて、4ページ目に行ってください、「議論の方向性」になります。

前回の繰り返しにもなりますけれども、まず、本足場・一側足場における通常作業時に発生した墜落災害のうち、ほぼ全ての事案で手すり・中さん等がない状態であって、法令の遵守が必要であり、これを解消する取組、手段の1つとして、安全点検の強化があるものと考えております。

墜落・転落災害全般について、ほかの項目の中でも、現行法令の遵守ということについて御意見をいただいているところ、事務局としてもその重要性を感じているところでございます。手すり・中さんがないといった問題に関しては、法令遵守を徹底するという意味でも、点検の強化というのも有効な方策なのではないかと考えているところでございます。

また、2つ目の話として、安全点検には足場の上に乗って、通常の塗装とかそういう作業の開始前に行う点検と、足場を組み立てた後、そのタイミングで行う点検等があり、トータルでの強化策が必要ではあるが、具体的に強化すべき事項については分けて考える必要がある。また、強化を図るためには、点検実施者の能力という観点と点検強化の記録とか表示といった、確実に点検するという観点について検討をする必要がある。と考えております。

これについては、現行、点検の実施が義務づけられているものについてやるからには、責任を持って確実にやっていただくということを考えて掲げている事項でございます。

そのような中で、まず足場が組み上がった後、通常作業に入っている中でのそういった足場上での日々の作業の開始前に行う点検についてということでございます。

まず、点検実施者の要件についてですけれども、点検項目は、「墜落防止用設備の取り外し及び脱落の有無」であり、一見してわかるところでもありますので、点検実施者に求められる能力について法令で規定するまでの必要はないのではないかと考えております。

なお、推進要綱上のより安全な措置等では、ここの部分については、職長と当該足場を使用する労働者の責任者であることを記載しているものでございます。

一方、足場上での日々の作業の開始前の点検については、点検の記録・表示について何ら規定はしていないというところでございますけれども、点検の実施を確実にするためには、記録・表示を行うことも必要なのではないのかなと考えております。これらについては、まずは推進要綱で規定することとしてはどうかと思っております。

具体的に、点検結果の記録については、「点検の日付」「点検の実施者名」「点検の結果」「補習等の措置の内容」が必要ではないか、また、点検結果の表示については、表示

はなるべく簡素にということと考えて、「点検の日付」と「点検の実施者名」が必要ではないかと考えているところでございます。

続いて、足場を組み立てた後などに行う点検についてでございます。

まず、点検実施者の要件に関してですけれども、足場が組み立てられた段階で墜落防止措置が確実になされていることを担保するためには、組立後の点検がしっかり行われることが必要であって、そのための手段として、組立後の点検の実施者の要件を法令上規定することが有効なのではないかと考えております。

法令に直接書く表現ぶり、解釈通達に落とす事項等、細かい話はありますけれども、それはさておき、具体的な要件の考え方についてですけれども、考え方のベースとしては、推進要綱の「より安全な措置」等では4種類の研修会等を要件としているところでございまして、これを法令上の要件とすることが一つの考え方としてはあるのではないかと考えますが、この範囲についてどのように考えるかと提起させていただきました。

なお、この前、4種類の研修会等々と言いましたけれども、こちらについては、第3回会合の資料の3-1で掲げているところでございます。

また、法令上、注文者も組立後の点検を実施する規定となっているところ、これを踏まえると、考え方としては、点検実施者の要件についても同様とすることが適当ではないかと考えられますけれども、これについてはどうかという観点での御議論をいただければと思います。

続いて、記録とか表示といったことについてですけれども、現行法令上、安衛則第567条第3項で、点検結果の記録と保存というものが義務づけられています。あわせて、表示についても取り組む必要があるのではないかと考えています。

具体的には、点検結果の表示については、「点検の日付」「点検の実施者名」、あるいは、要件を定めるということであれば「実施者の要件」といったことについて法令で規定してはどうかと考えています。

また、点検結果の記録については、第567条第3項で、「点検の結果」と「補習等の措置の内容」となっているところ、「点検の日付」「点検の実施者名」、実施者の要件を定める場合にはその要件といったところも追加してはどうかと考えております。

ただ、こちらについては、言うまでもなく、「点検の結果」の中に含まれるというお考えなのであれば、それを明らかにすることで、法令を改正するというよりも、含まれていることを明らかにするという対応でもよいのかなとは思っているところでございます。

こちらからは以上でございます。御意見いただきたいところがたくさんあるところを一気に説明しましたので、わかりにくいところもあるかと思いますが、よろしく願います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、皆さんからの御質問や御意見をいただきたいと思うのですけれども、幾つかの論点があるので、その辺は明確にした上で議論をさせていただきたいと思っております。

例えばですが、3点ぐらいあると思うのですが、点検の話にしても、それが作業開始前点検という話と組み立てとつくったときの後の点検という話、それから、点検を行う実務者のことについてですけれども、その要件。要件も4研修会というようなものが示されたりしていますけれども、その要件の話と表示等の義務に関すること。この辺のところをしっかりと分けた上で、議論をさせていただきたいと思います。

この順番については問いませんので、御意見や御質問をどうぞお願いいたします。

では、込田委員をお願いします。

○込田委員 込田といいます。

まず、組み立てたときは、本来であれば組み立てた人がやるのが一番簡単だと思うのですが、組み立てた人は、きれいに組み立てたという先入観みたいなのがあるのかなという気もするのですよね。違う人が、組み立てた人でない人が点検したほうが、きちんと点検ができるかなと思っています。

それから、作業前点検。本当にこれはよくわかっているのですが、私たちの町場の工務店さんなどに言うと、作業する人と点検する人というか、そんなに数がいるわけではないし、誰が点検したらいいのかなというのはちょっと問題がありそうかなと。職長とかそういうような人などはほとんどいないわけなので、その辺どういうふうに持っていけば、町場の工務店がきちんと対策ができるというか対応できるかなというふうなのが一個あるような気がしています。

今、とりあえずこの2つです。

○蟹澤座長 ありがとうございます。御意見ということで承らせていただきたいと思います。

何か東さんのほうから。

○東技術審査官 さっきの組み立てた以外の方がやるというのは、御意見としては当然ある話なのかなとは思いますが、その一方で、事務局としては、前回とか前々回とかに、いろいろ住宅業界さんあるいはゼネコンさんからも、なるべくタイムリーな点検というところも求められていく中で、現場の中でやっていく必要もあるのだよという御意見もいただいていたかと思しますので、そこら辺は、同じように御意見としては考えていかなければいけない話なのかなとは思っています。

あと、町場の話、第567条第1項の話は、本当に我々としてもかなり悩ましいところがあるのかなと思っています。しっかりそこを理解していただくためには、ちょっと議論違うところになるかもしれませんが、先ほどの屋根上のところの話でも言いましたけれども、キャンペーンとかという話を出しましたけれども、しっかりわかりやすく説明していくという観点が我々にも求められているところかなと感じています。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○杉森委員 今、東さんからもお話がありましたし、込田さんからもお話があったことを受けてですけれども、組み立てた後の点検については、客観性を持ってやっていこうということで、私どもがやらせていただいているような委託事業の中でも、より安全な措置として、当該足場を組み立てた者以外の人による客観的な点検を実践して、より確実なものとしましょうということがありますので、これは重要なポイントになってくると思います。どうしても自分でやったものの確認があるので、ここについては、確かに、ハウスメーカーさんとかいろいろありますが、現場に、足場はとびさんだけが組んだりとかしているだけでなく、管理者の方が本来はおられるはずなのですよね。そういった方は資格を持たれて客観的に見るということも、当該足場を組み立てた者以外ということでも考えられるのかなというのはありますので、その辺については、そんなに細かく心配しなくても、本来あるべき姿がちゃんと実行されていれば対応できると思います。それには、内容をきちんと的確なものにしていくことが重要だと考えます。

それと、もう一つは、この論点の中に書かれてないのですが、足場の組立後の点検の部分、特に記録のところですけども、多くの中でも、足場の主流ニーズはチェックリストを活用して点検をしましょうというのが入っていますので、ここについてもきちんと明確に文章として組み込んでいかないと、これまでも何回かお話ししましたように、足場はとにかくいろいろな種類がありますのでね。足場一つと言っても、外部足場を組むにしても、昨今の次世代足場もあれば、枠組足場もありますし、当然、つり足場のようなものもありますので、そこはきちんと明確にしておかないと、足場ということやって、ただ外部足場だよということで、枠組みの点検表を持っていったら次世代足場とか、中身が違ったらポイントが変わってくると思いますので、ここは明確にきちんと入れて、より確実なものにしていくというようなことで明示していただきたいなというのを、意見として挙げさせていただきます。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、宗像委員お願いします。

○宗像委員 作業開始前の点検は、実際に足場を使って作業をする人たちがみずから点検をするというものだと思いますので、いろいろな職種の方がいらっしゃいます。屋根屋さんもいるでしょう、外壁屋さんもいるでしょう、電気屋さんもいるでしょう。直接足場そのものの組立・解体、その他諸々に深く関わっていない方たちも点検をするぞという組み立てになるのだと自分は理解をしております。

そうすると、余り資格要件その他が厳しくなるとしんどくなるから、また、点検する項目についても、自分が作業をする範囲について、手すりの脱落の有無とか、作業床のぐらつきとか、実際に足場に乘ったときの揺れぐあいとか、そんなようなことの点検になっていくのだろうと考えてございます。

一方、組立の後の点検ということになりますと、ちょっと要素が変わってくるのだろう

と思います。そうは言いましてもなのですけれども、住宅会社の中には、今、事例に出ている4つの資格の中で、足場の組立等の作業主任者、これは元請がとるべき資格じゃないだろうと。元請の監督さんに実務の経験ないよねというようなくくりの中で、資格取得を制限されるケースが出てまいりますので、それにかえて、自分のところでこの4つの資格の要件を満たすような、それ以上の研修をしているので、この資格取得そのものを自社の監督に求めていないというような会社もあります。その中で、会社の制度として、点検者の能力をみずからの事業者の責任と言ったら大げさですけれども、会社の責任として、その能力を担保して、その者に点検を行わせているという構え方をしているところもありますので、4つに限定してということではないほうがいいのか。プラスアルファの道が開かれていたほうが実情に合うのではないのかなという気がしております。

点検については、以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

今、御意見をいただいたのは、組立後の話と作業前は分けて考えるべきだろうということと、資格等の要件については4つに限定することはないと。これは、要するに、誰に責任があるかということの関連なのだと思うのですけれども、個人なのか、例えば、元請責任なのかということにも関わるとは思います。そういう意味では、今、住宅業界は元請として責任をしっかりと認識されている場合には、資格よりも実際にそういう能力があるかどうか、または、元請としてしっかり責任をとるかという、そっちのほうが大事ではないかという御意見だろうと思います。

小岸さん。

○小岸委員 小岸です。

今の宗像委員の言うことはごもっともだとは思いますが、大手のハウスメーカーさんはその基準でできるのだけれども、それをちゃんとしっかり4つとか決めないと、大手でできるところはいいけれども、できないところはどうするのかといったときに、やはりそういった資格とか、そういった基準がないと、誰でもかれでもできるとなったら、今までと何も変わらなくなってしまうのかな。

また、住宅の工事などでも、この4種類の中にも、もちろん施工管理者のための安全点検実務研修といった施工管理の部分もあるので、現場監督さんとかそういった施工管理という意味では、こういう資格であれば、足場の組立の能力向上は、確かに宗像さんの言うとおりの、何で現場監督が持っていなければいけないのだというのはごもっともだと思いますので、そういった部分では、こういった4つの要件があるので、そのうちのどれか1つには必ず当てはまるのではないかなと思っております。

また、杉森委員も言ったように、今、足場の種類は本当に数十種類ふえておりますので、その部材に合った点検票で点検するのがベターではないかなと思っております。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

本山委員、先に手が挙がっていましたね。

○本山委員 開始前点検と組立後の点検を一緒に議論すると、なかなかわかりにくいので、とりあえず開始前点検についてですけれども、これは事務局に説明していただきたいのですが、作業開始前の点検で、「墜落防止用設備の取り外し及び脱落の有無」は、具体的にどのようなものか、もう一度説明していただけますか。

○東技術審査官 法令に書いてあることをそのまま、「墜落防止用設備の取り外し及び脱落の有無」と書いたと思うのですけれども、法令上では、「墜落防止用設備」は何かという話になるのですけれども、法令上、第563条の中の何項だったかはちょっと忘れてしまいましたけれども、その中で、桝組足場に関しては、交さ筋かい及び下さんもしくは15cm以上の幅木をつけること。それから、桝組足場以外の足場では、手すり及び中さんをつけることというのが規定されています。

たしか、そういった桝組足場に関しては、交さ筋かい及び下さん、または幅木、それ以外の足場の場合は手すり及び中さんのことを「墜落防止用設備」と法令上定義づけていたかと思います。それを引用して、こういう言い方が第567条の中で書いてあったと記憶しております。

○本山委員 ありがとうございます。

だから、結局、「墜落防止用設備の取り外し及び脱落の有無」は、手すりがあるかないかだけの点検なのですね。以前、込田委員も、2回目だったですか、足場を組み立てた後しっかり点検したが、その後作業した人が手すりを外した、それが危ないという意見をたしかおっしゃったと思うのですね。その考えだと、手すりがあるかないかだけの点検ですから、そんな複雑なものではなくて、自分が作業をする場所の点検さえすればいいわけです。

そこで、職長等労働者の責任者、つまり、職長がやれと言っているわけではなくて、そのグループの中の誰かリーダー的な人が、手すりがあるかないかだけを、作業開始する前に点検する。これは余り難しい話ではないので、これについてはあんまり議論がないのかなとは思いますが、作業開始前点検についてはとりあえずこれで落ち着かせてはどうかというのが意見でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

今のは、作業開始前については、自分の安全を守るためにしっかりと手すりや足場の有無を点検するのは当然のことであるし、ここで、そのための資格要件や何かの議論は不要ではないかということで、これは大体皆さん御納得いただいていると思いますので。ということは、足場の設置後のそれがしっかりと組み立てられているかという、今から議論する点検はそちらの話にさせていただくことにさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

その上で、何か御意見・御質問がありましたら、いただきたいと思います。

では、南雲委員。

○南雲委員 南雲でございます。

資料1の3ページ目のところ、丸ポツの下から4つ目ですけれども、私のほうで、第1回、それから、第3回にもちょっと意見させていただきました。足場メーカーというか、仮設機材メーカーとしての意見でございます。

意図した使い方であれば安全な使い方できないということは再三申し上げている内容ということで、御認識いただければいいと思うのですけれども、その内容と相まって、4ページ目にあります、最終的には、点検結果の記録とか表示、こういうものを保管していくとか、そういうことをすることによって、その後に来る事故とかそういうものの対策が打てるのではないかなと思います。ですので、記録と表示を行うという推進要綱、こういうものを整備していく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、宗像委員どうぞ。

○宗像委員 資格要件のところ、4つプラスアルファがあるほうがいいなと思っているということでございます。4つに限定するというのではなくて、そんな考え方もちょっと目線の中に入れていただくことがいいかなということでございます。

○蟹澤座長 先ほどの話だと、要するに、業者にしっかりとその実力を担保できる資格としては、プラスアルファがあってもいいのではないかなということですね。

ほかに御意見を。

では、最川委員お願いします。

○最川委員 まず、事故の件数ですけれども、4ページの一番最初に、「ほぼ全てで手すり・中さん等がない状態」ほとんど落ちている事故は、手すりとか中さんがない状態で落ちているというのが現状だと思うのですね。実際は、組み立てられた状態というよりも、外されたり、作業の都合で外して、そこから落ちているという、私も現場も長いので、ほぼそういうようなところで、その辺の安全性の認識が低くて、実際は墜落しているというのがほぼではないかなと。

これはもちろん資格とかがあったほうがいいのでしょうけれども、そういう問題よりも、手すりがないところで作業をするという認識の低さといいますか、それを4つの資格で限定するというようなところは絞らないほうがいいなというのが1つと。

組み立てられた時点での点検も、私としては作業前の点検が一番大事で、事故を減らすにはそこが大事なかな。そういう教育が必要なのかなというのはちょっと思っております。

組み立て時の点検に関しては、先ほど意見が出ていますけれども、4つに絞るというのも、会社でも独自にやったりしていますので、そういうものも入れていただくというのは、4つに絞ることよりもプラスアルファを入れていただくというほうがいいのかなと思っています。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、本多委員お願いします。

○本多委員 私のほうは、点検者の要件の件と表示の件のポイントがございませけれども、要件についてまずお話しさせていただきます。

最川委員初め数名の委員の方と同じですけれども、現状の問題点は、足場の組立時等における点検が実施されていないことであって、点検が不適切に行われたため災害が発生したという報告はないように私は認識をしております。これらのことから、点検が実施されているが、その点検内容に必ずしも誤りがあることではないのではないかとあります。そういう意味で、特に組立時の点検の強化は、法定点検の励行に尽きるものであって、点検実施者の要件を定めた点検実施者を限定することが問題の解消につながらないばかりか、逆に、逆行するとも考えられますので、法令上明記することについては賛同いたしかねます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、杉森委員どうぞ。

○杉森委員 先ほどの点検のところの要件の話、組立後の要件のところですけども、管理者の木建のところていくとちょっと補足ですけどもね。先ほどの小岸委員とかぶりませけれども、これは実は厚生労働省さんが要綱で出される前に、平成25年、国土交通省さんの住宅局なども中心になってこれをもまれたのですね。重点対策で出されたときに、当然、住宅局さんが最初いろいろ考えられたときに、自分たちのターゲットは、木建住宅さんとかのそういったところの団体になりますので、そういう人たちであっても、きちんとちゃんとまずとれるような資格要件は何なのか。かつ、推奨するには、確かに社内教育もいいのですが、それも千差万別になりますから、きちんとした範囲をとろうと。そういった中で、先ほど小岸委員からもあったように、建災防さんの施工管理者のための教育ですね。点検のための実務者の教育もちゃんととれることによって、今、大手ハウスメーカーさんに限らず、町場の住宅をつくられるところの方であっても、それは等しくとれるよねということできちんとうたわれたものがありますので、そういった点では問題ないのかなということと。

先ほど来出ています絞らないというところはいろいろ御意見が出ていますが、先ほど小岸委員も言われたように、では、今までと何が変わるのですかということになります。社内基準でいいのだと言ったら、いわゆるスーパーさんのような大きな建設会社さんはしっかりされているのもあるのしょうけれども、先ほど出ているような、例えば町場の工務店さんとかそういったところの方にも等しく同じような安全対策としての点検の水準を求めていこうとしたときには、ある程度この4つなら4つのものを決めておいて、その中で自分たちが一番適当と思われるもの、あるいはとりやすいものをまずはとっていただいて。先ほど言ったみたいに、住宅であろうが、改修工事であろうが、何であろうが、本来は管

理者はいるはずなのですよね。職人さんだけで勝手に何かやっているはずではないはずなので、そういった方々にもとれる、建災防さんとか、建災防さんも全国にありますからね。そういったところでやられれば十分対応できると思いますので、ここはきちんとはつきりと要件というものは明示されていくべきだと思います。

あとは、作業開始のところですけども、1回目か2回目のときに言ったかと思うのですが、確かに、私どもがいろいろ研修などを行っているときに、自治体さんなどに行ったときに、とびさんではない方々、大工さんだったり、左官屋さんだったり、塗装屋さんだったり、そもそも足場はわからない。自分たちは宛てがわれた足場の上で、これが安全だと思ってやっている。そういった人たちにも、作業開始前点検は平成21年で義務化になったのですよと言ったときに、一つのアイデアとして、幾つかの現場さんなどではやっておられたのは、例えば、足場の登るところに、この墜落防止設備は、この足場はこういうものがちゃんとついていなければだめなのだよということを例示されて、それを見てちゃんと、例えば塗装屋さんなり何なりが行くときには、それを見てやればいいのかという話もありましたのでね。

その教育も含めて工夫の話だと思いますので、作業開始前点検は、そういう意味では特にこの状態の議論でいいのかなと。あとは、それぞれの足場の安全対策の掲示は、義務化のところにも法令に入れられない形でも、例えば要綱とかで指導していくとかというのもありなのかなと思います。そういった意味で、作業開始前と組立後の点検がきちんと明確に分けてやるというようなことで実施して、実効性のあるものにしていくというようなことで考えていくほうが現実的だと思います。

以上です。

○蟹澤座長 では、事務局からコメントをお願いします。

○東技術審査官 組立等後の点検の要件の話で幾つか出ていたので、別に、私が今発言することで何か結論とかという話でも何でもありませんし、そもそも賛同いたしかねるという意見も出ている中で、この話をするのはどうかというところはありますけれども、ちょっと思ったことをコメントさせてもらいます。

自社の研修という話が出ましたけれども、もし、仮にですけれども、この4種類の話が法令上位位置づけていくとなったときには、何らフリーで自社でというのは多分あり得ないのだろうなと思います。なので、最低限でもこういった研修の内容が必要だとか、その研修を確実に受けたような記録なのかわからないですけども、そういうものが必要だというような担保は、もし仮に入れるとしたら、そういうものは担保する形にしないとならないのだろうなとは思っております。

ただ、それ自体そういうことをやるのがどうかというところも、法令技術上できるのかどうなのかというところもあるので、これは、事務局として今の議論を聞いているコメントだと思ってもらえれば結構かと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小岸委員 本多委員にちょっとお伺いしたいのですけれども、地方の小規模の地場でやっている方とかいらっしゃるじゃないですか。僕の地元にも、やはり小さいなりの地場のちょっと大手のところがあって、そういったところでも、10階建てぐらいで、くさび足場を手すり1本とかで組んでいるのですよ。それを見たときに、何を考えているのだらうと僕は思ったのですけれども、その会社の人に聞いたら、「え、まずいの」みたいな捉え方なのですよ。そういったときに、そういったクラスの方、もちろん日本を代表するようなゼネコンの方々は「そんなのやるわけじゃない」と言うのは当たり前だと思うのですけれども、そういった地方とか小規模の方たちも、社内のルールでOKだよと言ったときに、もともとの安衛法さえわかってない方々を社内の教育でOKだよということになったら事故は減らないのではないかなと思いました。

○蟹澤座長 本多さん、よろしいですか。

○本多委員 おっしゃる意味はわかります。

ただ、そもそも足場の点検のレベルが問われているのかなというところなのですよね。足場の点検がなされていないというところに問題があるので、それ以前に、足場点検の強化は必要なのですけれども、その必要性とかいうところの意識とか機運を高めていくのが最優先なのではないでしょうか。そういう意味で法令遵守の徹底というところを第一にして、行政指導、臨検をどんどん詰めていただいても結構ですし、あるいは、業界全体での自主的な取組をどんどん促進するように通達を出していただくとか、そういうことが優先ではないのかなと私は思っています。まず、意識の低さが第一であって、そこを改めていくようにみんなで働きかけるのが先決とっております。

○小岸委員 わかりました。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、込田委員お願いします。

○込田委員 私らみたいに町場の工務店とすると、ある団体に入っているところは、団体のほうからこういうのに変わったよ、こういうふうにしなさいよというのが伝わるかと思うのですけれども、町場の工務店はどのくらいになるかわからないのだけれども、どこにも所属してない工務店は結構いるのですよね。その人たちにどういうふうにしなさいよということが、こういうふうになっているよということをきちんとわからせるというか教えることもすごく大事。それがないと、ここでいくら議論しても全然どこにも伝わらないのであれば、その人たちは全然わかってないわけですから、それをどうするかというのが私は大事なところではないかなと思っています。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

恐らく周知の話は、直接、今、ここの論点の議論とは違うのですけれども、そもそもいろいろな法律や足場の決まり事があるのに、全くそれすら守っていない状況がいっぱいあることは多分共通の認識で、そこで周知という話と、それに加えて、ここでの議論は組立時

の点検をどうするか。それから、点検者の要件をどうするかということになっているのだと思います。

この4つの要件という話も、今いろいろな御意見をいただきましたけれども、これは、恐らく本多委員はハードルを上げるという話ではなくて、明示すると逆に厳しくなるのではないかというような含みもあるのだと思うのですけれども、この辺は、この要件のところに、4つなのか、それにもっと厳しいものを、例えば大手のゼネコンの方であればみんな建築士とか別の資格もいっぱい持っているわけですが、例えばそういうものを並べても、4つ以上のところにそういうものをたくさん書いていくのかどうかということにもつながるのかなと思うのですけれども、この辺は4つかどうかということに関しては、事務局のお考えとしてはいかがなのでしょう。

○東技術審査官 建築士とか、ほかにも施工管理技士とかいろいろあるかとは思いますが、正直、事務局でもそこら辺もということは考えないことはないのです。ただ、この点検に関しての能力を考えたときには、ほかの公的資格の取得のみで並べていくのはちょっとどうなのかな。点検の専門的にやっていくことを考えたときには、ちょっとどうなのかなと思ったのは一方ではあります。

ただその一方で、先ほど来話があったように、自社の話は、自社で点検に関して研修をやっているというもの、もちろん、それは小岸委員や杉森委員が心配されている、要は、そこが抜けてしまうのではないかというところは、担保できるのかどうかという問題があるかと思いますが、点検に関してのプラスのものということでやるのであれば検討するところはあるのかなとは思っております。

それから、ちょっとついでに言わせていただきたいと思うのですけれども、込田委員がおっしゃられているような話、これはほかの議論の項目にもはねてしまうので、ここで言うのが適切かどうかというところはあるのですけれども、まさに、しっかり法令のことを知っているかどうかというところはあると思うのですよね。小岸委員からもいろいろお話がありましたけれども、その中で、込田委員から、法令を改正されたこともよくわかっていないところもという話はあって、それは我々も反省しなければいけないところだなと思っているところがあるのです。

その中で、今回もほかの項目にもありますけれども、足場の構造的な要件、あるいは、組立方法とかの関係の要件というところをどんどん法令改正していくのが、果たしていいのかどうかというのは、正直、事務局としては思ったところはありません。ほかの項目の話になってしまいますが。

そういう中で、この点検というところは、今の法令がしっかり守られているかどうかということを客観的に考えていくという意味では、一定程度合理性があるのではないかなと我々は思ったところではあります。事務局としてここまで言っているかどうかというところはありますけれども、一応そういう発言をちょっとさせていただきたいと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、本山委員どうぞ。

○本山委員 4種類の資格を法令化するかどうかの議論については、私は意見は申し上げませんが、先ほど、プラスアルファという話がございました。今、事務局の話もありましたけれども、例えば、安衛法第59条で特別教育というものがあります。これは基本的には、事業者が実施するというので、社内で行ってもらわなければならないわけですね。

例えば、4種類のものを義務づけた場合に、これと同等なものとして社内研修をやる時に、特別教育と同じように、一定のやり方を明記すれば、恐らくこれは要件を満たすのかなと思います。

ただ、これを義務づけるかどうかについては、皆さん方の議論を待ちたいと思います。

○蟹澤座長 どうぞ、最川委員。

○最川委員 先ほど、義務づけの話で、私、もう一回意見をちょっと整理させていただくと、先ほど小岸委員とか込田委員からあったように、そもそも法令を、手すりがあったらとか中さんをつけなければいけないということも理解されていない、そういうようなところと、今度また、資格を持って厳しくしていく。どんどん差が開くばかりで、本当に資格をとらない人は点検できなくなってしまうというような、まさしく本多委員が言われたように、逆行してしまう。実際、本当は点検すれば、ほぼ、手すりがないとかは誰が見てもわかるので、点検をしようというふうに向かわせなければいけないのが、より反対に行ってしまうのではないかと、義務づけに関しては私はちょっと早いのかなと。今の現行法令をいかに周知させるかというほうが、事故を減らすのは一番大きいのではないかと思います。

○小岸委員 全く反対意見ではないですけども、誰が見てもわかるのをわかってない人たちに、足場の4つないしそういう有資格者が点検して、「これは手すりをつけなければいけないのです」「幅木つけなければいけないのです」「これ、ネット張らないといけないのです」という意味では、そういう事業者の方が安衛法もわかってない方。この4種類の資格を持った方々だったら、足場の法律をよくわかっている。「ここに手すりがないのは違法なのですよ」「ここにこういったネットがないのは違法なのですよ」というので、逆に、事故を減らせるのではないかなと思ったのです。今ここで話している話はレベルが高い話で、手すりがないとか、手すり一本ではだめだとか、そんなのは誰でもわかっている話だということをわかってない人たちにどうするのかというのが、この4種類の要件を持っている人が点検すれば解消されるのではないかなと僕は思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

大分時間も経過したのですけれども、もう一つ、要するに、どういう人が点検したのかというのがありますけれども、例えば、それを記録する、または、表示するという議論もあるのですけれども、要するに、責任を明示するということですが、それに対してはいかがですか。御意見がありましたら。少なくとも表示しなければいけないということが理解されるだけでも、やらなければいけないのだということが伝わるのではないかと。

今は全くそういうのがないので、無意識ということに対して、この記録保存は当然あるのですけれども、それが義務であるということをやよりわかるために、表示ということが、今、御提案が出ているわけですが、それについてはいかがですか。

では、本多委員お願いします。

○本多委員 記録と表示ということについての有効性は、私もあるものと思っております。結論から申し上げますと、記録の内容の充実に関してはとてもいいことだと思うのですが、それらを表示することについて、工事の運営上の現実面とか、あるいは、現場の実情を考慮する場合には、なかなか難しいのではないかなということでもあります。

理由として1、2点申し述べたいのですが、足場は、特に皆さん方はお詳しい方もいらっしゃるのですが、専門家の方がいらっしゃるのですが、口幅ったいなのですが、足場というのは、一度組立が終わった後でも、変更が加えられることが多くて、日々刻々と変化をいたします。それらの足場にその都度表示をすることは非常に煩雑であって、特に、中小の会社さんにとっては負担が大きく、実現は事実上困難ではないかなと認識しています。

それから、足場の組立とか変更の都度、これを足場に点検結果を仮に表示することにした場合、どれが最新の点検結果であるか全くわからないために、現場関係者が適正に足場の点検が行われているか把握することさえできない状況が生じるようにも思います。

さらには、現場では、足場を必要な都度順次組み立てていくものでありまして、仮に、足場の点検結果が表示されていたとしても、足場のどこからどこまでの部分の点検結果であるか判明することは困難でありますし、足場の点検の適正実施を図るという目的から見た場合に、実効性は伴わないだけではなくて、逆に、現場に混乱を生じるような感じもいたします。

また、理由の2つ目としましては、足場からの墜落災害の発生状況を見ますと、一旦、適正に組み立てられた足場の手すりとか中さん等を作業の必要上、臨時に取り外された後に、原状回復されていなかったという災害も多く発生している。先ほど、皆さんがおっしゃっているとおりです。この取り外しが局所的に行われて、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないようなときには、足場の変更には該当しないと思われまますが、この墜落防止設備が臨時に取り外され、原状回復されていない場合でも、足場には点検結果が表示されていることになって、足場を使用する労働者に安全な足場であるという誤解が生じかねないのではないかなと思っております。

労働者にとっては、足場の最大積載荷重を表示して周知することとは、意味合いが全く異なるのではないかと思いますので、繰り返しになりますけれども、足場の点検が確実に励行されるための方策を優先して検討すべきではないかなと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、岸田委員どうぞ。

○岸田委員 岸田です。

私と関根委員は、「日本躯体（一社）日本建設躯体工事業団体連合会」という大手、準大手のゼネコンの専門工事会社として出席しております。実際の現場を巡回しますと、足場組立中には「足場組立中の為、使用禁止」という期間と作業主任者を明示した看板取り付けています。元請社員のチェック点検でOKが出た段階で看板を外して使用が可能になります。

ですから、ずっと点検というのはあり得ないので、組んだ段階で完成形ですから、それで、後工程の職人さんに渡して、その上司の方がどういうふうに管理していくかは、また、別問題ですね。外したとかどうとか、それは、また、日々どういう形で管理していくかというのは、現状の問題です。実際、組立中は看板で使わせない。それが現状です。できたら、看板を外す。どうぞ使ってくださいと、そういう形で、職長と作業主任者とゼネコンの社員の方が一緒に確認するという形でやっています。それが現状です。

○蟹澤座長 では、事務局お願いします。

○東技術審査官 本多委員からの御意見もごもっともかと思えます。表示のところも、御意見いただいたことを踏まえて、改めて、検討をしたいと思っております。

ただ、ちょっと1点だけ、本多委員から、組み立てられたときにはしっかりした足場があって、その後、作業中に外されるところで起きているのだという話がありましたけれども、これは、災害が起きたとき、手すりまたは中さんがなかったものがほとんどだということは、これまでも事務局から出しているところですけども、その手すりがどこでなくなったか。途中なのか、組み立てたときからなくなったかというのは、正直、今出している資料の中では分からないところがございます。ちょっとそこのところだけ誤解のないところをしっかりと認識しなければいけないと思えますけれども、誤解のないようお願いしたいと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

もう時間もあれなので、大体論点は絞られたと思うのですけれども、座長からあれですけども、作業前点検という時間、要するに、時間軸が、足場を設置したときという時間軸と、作業開始前も、例えばそれは朝なのか、その時点をはっきりしないと無限にそういうものが出てきてしまうと。だから、ここでの議論も、作業前が、例えばある程度ガイドラインを出すのであれば、朝と昼なのか、やはり朝なのかとか、多分それもないと、臨時に外して、点検の適時性という意味では、それを全部やるのはなかなか難しいのではないかという話もあるので、第567条の解釈にしても、例えばその日の朝の時点とか、その辺の感覚も必要なのかなと思いました。

4つの要件については引き続きということになりますけれども、基本的には、皆さんそういうある程度能力を持っている人が点検するのだよというのは合意ができていると思うのですけれども、それに対して、こういう網をかけるかどうか。特に、いわゆる町場とか木建の世界と大きな現場の世界では違いがあるのですけれども、ただし、これ一つこういうルールをつくる時には、共通に示さなければいけないという難しさがあるのですけれ

ども、その辺も含めて、4つなのか。そこが無制限になってはいけないので、プラスアルファをつける場合に、「その他条件を満たすもの」としたときに、それが無制限にならないようにする方策も、これは多分事務局で皆さんが納得できるようなものをお考えいただければ、そういう解決策もあるのかなと思いますので、ぜひ、次回に向けて、そのような作業をしていただければと思います。

また、後々、議論を戻すこともできると思いますが、とりあえず時間ですので、今の議論はここで終わりにさせていただきまして。引き続き、一側足場の問題でよろしいですか。

それでは、これまた、大事な問題ですので、一側足場の問題について、資料1の5ページ目以降に資料がありますので、まずは、説明をよろしくお願いたします。

○東技術審査官 それでは、資料1の5ページ目を見ていただければと思います。一ページで一側足場についてまとめているところがございます。

まず、上段については、前回会合でいただいた御意見のうち主なものについて、赤字で追記しております。これに関しては、本足場、一側足場ができるところは、そういったものが原則、「一側足場については例外的な位置づけ」と法令上示していくことについては、おおむね、考え方は同じ方向だと思っております。

その上で、今回は、法令での規定に当たっては、この例外の範囲についてある程度数値を示すことが必要ではないかという観点で御議論いただきました。本足場、一側足場が組める範囲、幅とかすき間ということに関しては1m程度が妥当だという御意見、70cmでもできるよという御意見もありました。また、庭木や石、機械等、個々の事情についても議論をしていく必要があるという御意見もいただいたところがございます。

こういったことを踏まえて、議論の方向性について下段で記載しているところがございます。本足場、住宅用二側足場、一側足場が混在しているが、一側足場については例外的なものであるという従来からの原則的な考え方について、法令上明記する必要があるというところ。

それから、一側足場の設置を認める例外としては、こういった本足場あるいは住宅用二側足場といったものが設置できない狭隘な場所であることとしてよいかということ。また、この範囲について具体的に示す必要があるのではないかと考えております。

また、前回の御議論を踏まえて、一側足場の設置を認める例外の範囲について、法令上で示すに当たっては、最低基準になること。言ってみれば、これ以外については、本足場、二側足場になるということから、1mを基準とし、一部を例外的な場合を認める方向で検討することとしてはどうかと考えているところがございます。

基本的には、こちらの構成でよいか御確認いただきつつ、さらに、議論すべき事項について御意見をいただければと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

この会議は、本足場が原則で、一側足場はあくまでも例外だよということがしっかりと

確認できたのは大きな成果だと思うのですが、きょうの御意見を最終的にいただきたいのは、その例外というところをどのように示すかということだと思うのですが、いかがでしょうか。今、事務局から、数値で言うと、1 mという言葉がありました。それから、障害物があるところとかということのをしっかりと出すということだと思いますけれども、御意見いかがでしょうか。

どうぞ。

○遠藤委員 遠藤でございます。

スペースの話、1 mと。メーカーの弊社としては、足場の図面相当書かせていただいているという事情がございます。その際に、一側足場の配置を検討するのは、やはり1 m幅よりも狭くなったところが圧倒的に多いかなと思いますので、もし、サイズの的なものがある程度検討をされるのであれば、やはり1 mは一つの基準になるかなと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、宗像委員どうぞ。

○宗像委員 おおむね1 mというような寸法基準はありかなとは思っておりますが、「1 m強」になるので、表現がどういうふうになるのかで全然様子が変わってきってしまうと思うのですね。「1 m程度」という表現であれば。これが「程度」という表現にならないのだと思うのですね。「程度」と言ってしまうと、プラマイ10cmまでは程度なのかと考える方もいらっしゃるでしょうしなどということになってくると思いますので、自分たちは、「有効に1 mが確保できる」というような言い方ができないかなとちょっと思ったのですね。これは、一番下のポツにある石とか庭木とか、壁の控えとかそんなような諸々がいろいろな形で出てきますので、「有効に1 mが確保できる」みたいな、その表現について一工夫、もうちょっと何か知恵を出す必要があるのかなと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

では、本多委員どうぞ。

○本多委員 私も、この案件については、この方向性に異論は全くございません。

強いて申し上げると、今、宗像委員がおっしゃられた、1 mというところをがちっと決めるのかどうかということだけが引っかかるところです。あとは、例外をきちんと例示していただく、そういうところでもよろしいのではないかと認識はしております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

南雲委員、どうぞ。

○南雲委員 第2回の会議の中で補足資料として出ております「主な一側足場」という資料がございます。A4横版で、単管を組んだ足場から1 スパンおきに二側としたものというような形で資料が出ているものがあると思います。今までの中ですと、くさび式の足場で、一側とびというか、1 本おきに一側足場として、その次のスパンをこの2 本組みにする場合を「二側足場」と呼んでいる方もいらっしゃるかもしれませんが、これは明確に二側足場だということ認識をしていただくとともに、それ以外の単管を組んだ足場から

一側足場までというような、全ての資料が一側足場だよという認識を持てるような資料づくりというものを事務局にちょっとお願いしたいなと思います。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

おおむね、皆さんの御賛同は得られたと思いますので、皆さんも、1 mを解釈で余り広げられたら困るということも共通していると思いますので、この辺の文言は、多分事務局にお任せしたほうが得意なところだと思いますけれども、要するに、1 m内外としたときに、拡大解釈されるおそれがない。例えば「有効の距離で1 m」とかという表現については、これは文言の技術的のところは行政の得意なところですので、事務局にどのように表現するかはお任せするという事柄です。

どうぞ。

○杉森委員 実際の事例で、ちょっと気をつけていただきたいのは、例えば4面のうちの1面だけが石があって、そこだけというのに、そこがいたからといって、ほかがちゃんと組めるのに、全部いってしまうというケースがやはりあるのです。発注者から「こういうのでいいのかな」と言われることがあるので、その辺だけちょっと、ぜひ御考慮をしていただければと思います。

○蟹澤座長 わかりました。

それも含めて拡大解釈ができないような書き方にさせていただくと。この業界は、妙に賢くて、そういうふうに勝手に例外みたいな解釈をするというのがとても得意な業界ですので、その辺のところはぜひ。何か提案されたときに、反対意見をするのが天才的な業界ですので、余談ですけれども、よろしく願いいたします。

それでは、次の各論4の手すり先行工法について、資料1の今の次のページ以降になりますけれども、事務局からの説明をよろしく願いいたします。

○東技術審査官 それでは、続いて、資料1の6ページ目とその次の7ページ目というところで、手すり先行工法についてまとめております。

まず、6ページ目とその次7ページ目の上段については、前回会合でいただいた御意見のうち主なものについて、赤字で追記しております。また、意見の並びについては、関連するテーマごとで並べさせていただいております。

赤字のものを中心に説明しますが、まずは、前回も記載していた意見についてでございます。

手すり先行の法制化・義務化について議論すべきタイミングという御意見、それに対して、普及については異論ないものの、まずは安全帯の未使用等の現行法令の遵守徹底について考えるべきという御意見、または、現実的な対応可否の観点から足場材を抱えている建設業者などの負担を考慮すべきという御意見がございました。足場材を抱えている業者への対応という観点から、前回、赤字の1つ目ですけれども、枠組足場、くさび緊結式足場で、先行手すりの導入により即座に使えなくなる足場部材は基本的にはないという御意

見、御説明が杉森委員からございました。

また、これとは少しずれますが、枠組足場の生産量は減少傾向にあり、これによってかわるくさび緊結式、次世代式が相当増加している。今後も同様の傾向が予測されるという、足場のトレンドについての御説明をいただきました。

また、別の観点ですけれども、基本的には、手すり先行工法の採用はある程度できると理解している。一方、建物の形状や施工手順はさまざまであり、全て、また、ほとんどの局面で手すり先行工法を採用するのは現実的に無理であるという御意見をいただくとともに、数現場見ただけでも手すり先行工法が採用できない場面というところが多数あるということで、前回、12事例に係る御説明をいただきました。こちらについては、参考資料2をつけているところを後ほど説明させていただきます。

これに関する御意見として、手すり先行工法が完全に足場全ての部分でできる現場はないのではないか。つまり、義務化した場合、どこの現場でも法令違反になる可能性はあるのではないか。手すり先行工法を採用できない場合は対象外とするというような曖昧な言い回しが法的にこの場合適当なのかというような御意見。また、手すり先行工法をしなければならぬ基準が明確になることが大前提になるのではないか。本件では一部の例示でそれを満たすことはできないのではないか。そういう意味で義務化は現時点では無理があり、行政指導で普及率を高めていくことが現実的ではないかといった御意見もいただいているところでございます。

このような御意見に対して、「手すり先行工法ガイドライン」でも同工法によらないようなところも挙げている。このため、このガイドライン同様に、安全の方法として義務化することに問題はないのではないかと考える。作業の性質上対応が困難な場所ということで例外とすれば対応できるのではないかとといった御意見や、義務化することとした上で、高さ、業態などで経過措置を設けるなどの現実を踏まえた対応策もあり得るのではないかと。といった反対御意見もいただいているところでございます。

もう一つ別の観点から、7ページに行ってください、手すり先行工法を義務化する場合、安衛則第564条に規定することになると考える。同条は組み立てる事業者（とび業者）に係る義務であるが、どのように考えるかという御意見があるが、これに対して、全てが義務化、1箇所でもなければ法令違反というのは無理だということは理解しているが、組み立てる事業者が罰せられるとなると反対意見も出てくると考えられる。ある程度事業者の理解をそろえてスタートさせる必要がある。という御意見。

また、足場の組立・解体等の規定であっても、第563条において担保していくものとするべきではないかといった、安衛則第563条・564条の整理に関する御意見もいただいたところでございます。こちらについても後ほど説明しますが、資料3として、安衛則第563条と第564条の整理について資料が必要かなと事務局で感じましたので、作成しているところでございます。

このような中、7ページ目下段に、「議論の方向性」をまとめさせていただきました。

まずは、前回から変わっていませんが、手すり先行工法の有効性・普及を進めていくという方向性については異論がないと考えられるというものの、一方で、義務化の妥当性については、以下の状況を踏まえ、どのように考えるかという形にさせていただいております。

以下のポイントについては、前回の御意見を踏まえて追加していますが、手すり先行工法を採用できない箇所が多数存在する中で、義務化することの妥当性、手すり先行工法について義務化するならば、安衛則第564条の改正になるのではないかと考えていますけれども、そのことについてということ。それから、現行法令の遵守徹底が課題となっている中で義務化することの妥当性という形にしております。

また、前回からの引き続きになりますが、下のポツ2つについても載せているところでございます。

こういったことについて、さらに御意見をいただければと思います。

あわせて、先ほどの説明の中に出てきました資料3と参考資料2について説明させていただきたいと思います。資料3をごらんいただければと思います。

こちら、前回、手すり先行工法について規制するとしたら第564条になると考えられるというような御意見があったことで、これに関して、第564条、第563条に関する話が出ましたので、整理したものです。

まず1枚目については、第563条の抜粋、これに関するものとして、注文者に同様の義務がかかっているため、法の第31条あるいは規則の第655条について掲げているものになります。

また、その次の2ページ目には、第564条について書いているところでございます。法令は、細かい話ですし、また、見ていただければと思うのですが、下の「まとめ」に書きましたが、

- 安衛則第563条は、事業者が、足場を使用する労働者の労働災害防止のために講じなければならない作業場所となっている箇所における（足場の）作業床の要件を示したものである。

つまり、使用させる足場、組み立てられた足場の構造要件とも言えるかと思えます。

一方、

- 第564条は、事業者が、足場を組み立てる等の労働者の労働災害防止のために講じなければならない措置である。

と考えています。

つまり、足場の組立て等の作業時における措置であることが言えますので、ここから手すり先行工法という足場の組立時の規定については、第564条に関するものと整理するのが自然なのではないかと考えています。

なお、第563条に関しては、第655条によって足場を使用させる請負人の労働者の労働災害を防止するために、当該足場に講じる措置として、請負人に仕事を注文する注文者（元

請等)において、同様の措置が義務づけられているところですが、第564条に関しては、注文者として下請がこの措置を行うために配慮とする必要はもちろんあるわけですが、注文者に同様の措置を行うことまで直接義務づけているものではないというものになっております。

まず、これが資料3の関係です。

それから、参考資料2をごらんいただければと思います。

こちらは、第3回(前回)の実務者会合において、4名の委員から、手すり先行工法の採用が困難な場合の事例として説明があったものについて、事務局においてまとめたものでございます。

なお、各委員からは、建設工事現場は多種多様であり、さまざまなケースがあり得ること、12事例はわかりやすいケースを一部抽出して例示したものであり、困難な事例はこの12事例に限らないこと。困難な事例というのは、各所で部分的に生ずることが多く、手すり先行工で組み立てることができる部分と混在していることがあること、を前提とした説明が行われているところがございますので、その旨付記して、12事例はどんなものなのかというものを掲げた資料ということになります。御参考までということですが。

事務局からは以上になります。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

関連して、杉森委員、小岸委員から、資料4を提出していただいております。これについては、時間も限られておりますので、端的に御説明いただけますでしょうか。よろしくお祈りします。

○杉森委員 前回の第3回の会合の内容で、座長からもいろいろ提案等も含めたということでのお話がありましたので、今回、それを踏まえて、小岸さんと私のほうで、手すり先行工法についての義務化についての提案をさせていただきました。

簡単に言いますと、要は、これの一番の目的は、まず、この会合も含めてですが、提案のポイントとして大きいのは、「建設職人基本法」に基づいた官民格差の是正が1つ。もう一つは、これまでも国土交通省さん初め公共工事でも15年以上いろいろ使われている中の「手すり先行工法」による二段手すりと幅木の設置。これの実績。事故がないという実績ですよね。これを民間にも導入するような形で法改正をするということですね。

それは、要は、義務化に当たってのこの12事例も含めてですが、困難な場合には例外規定を設ければ可能ということで、資料の後ろのほうにも参考につけさせていただいているのですが、そもそも労働安全衛生規則の518、519、563、564、いろいろなものに対して、遵守が困難な場合とか、前後の規定に作業が設けられるのが困難なときはということでそれぞれに規定がされていますので、つかないものにまでつけるというお話をしているわけではないので、そういう規定を設けて、まず、手すりが先行した状態で設置されているということ。

それと、国交省さんの過去の実績を見ましても、要は、手すり先行工法による二段手す

りは幅木というものになりますので、これはあくまでも組立・解体、とびさんだけの安全対策ではなくて、その足場で作業をされている大工さんであったり、鉄筋屋さんであったりという、そういう方々に対しての安全対策としてきちんと訴えるべきものであるということで、御提案させていただいている中身になります。

内容を全部細かく読んでいくとあれなので、ポイントとしてはそういったところになりますので、きょうお配りしている資料のまずは5番を見ていただいて、要は、今お話ししたように、きちんとまずは官民格差をなくすことを大前提として、その上での義務化を行う。その上で、どうしてもできないところもあるでしょうから、それに関してはきちんとちゃんとした規定を、これまでほかの条文にあるような規定を設けて対応をしていくということですね。

それと、これはあくまでも組立・解体、とびさんの話だけのことでなくて、足場全体の安全対策としてきちんと捉えていただいて、平成27年の規則改正のときのいろいろな報告書等でも、例えば、手すり先行工法の中の据え置きとか専用方式を使うことで、結局、第563条の他の墜落防止対策にもなっているので、これは非常に効果があると認められるというようなこともありましたので、そういった点も踏まえて、まずは官民格差をなくす。これまで10年間公共工事でやってこられているものの実績を踏まえて、きちんとやっていくというようなことだと思います。

困難な場所はいろいろな現場、公共工事で使われているのは国交省さんだけではなくからね。JRさんだって使われていますし、URで使っているし、建築土木問わずいろいろなところで使われて、それがきちんと手すり先行工法は対応されていますし、できないところについては、それにかわる処置をとられているので、これはできないところがあるから、多数というのはどれくらいの多数なのかちょっとわからないのですけれどもね。ということで、まず安全のきちんとした対応をとっていただきたいということでの提案になります。

もし、小岸さん補足がございましたら。

○小岸委員 補足と言うほどのものではないのですけれども、手すり先行工法は皆さん前回までの会合で、いいものだから普及したいということに対しては同じ意見なのかなと思って認識しております。

それと、国交省さんが15年ぐらいこうやって実績をつくってくださっている中で、墜落死亡災害に民間に比べて極端に少ない。死亡事故に関してはない。そういったところが何で民間では採用されないのかと。国交省さんがこの15年ぐらいこうやって採用している中で、仕様書に入っているのに、その工法をやっているときにもできない箇所はこの12事例と同じようにあるわけじゃですか。でも、一応仕様書にはそういった形で入っている。今回も、義務化したときに、それと同じような対応でいいのではないかなと私は思いました。

とりあえずは以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、あと30分ぐらいですが、これに対して御質問や御意見をいただきたいと思えます。もちろん全て決定するというものではありませんけれども、しっかりと議論をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、本山委員お願いします。

○本山委員 本筋の議論に入る前に、基本的なところをちょっとお伺いしたいのです。

官民格差というときに、国交省は発注工事で手すり先行工法をしなかった場合は、罰則規定か何か適用するということなのでしょう。仕様書に書いてあることなのですよ。官民格差をなくすため、民間工事の場合は安衛法で規定するという事は、罰則規定を適用するということですよ。これを同じように議論していいのかどうか。それを教えていただければと思います。

○蟹澤座長 杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 実際に委員会を立ち上げられて、厚労省さん国交省さん、本山委員もあのとき厚生労働省側の委員として出ておられたときに、いろいろな議論がある中で、手すり先行工法は当然いいものだから普及はしたいけれども、なかなか普及ができないので、いきなり法律がねみたいな話で、では、国が率先してやってみましょうということで、国交省さん含め、自治体さんも含めて、どーんとやったのですけれども、その後、それをやってなかったときにどうなるのかという、最初の3年間ぐらいはたしか、契約違反になるので減額措置と言われていましたね。仕様書に入っているので、契約違反で。

その後どうなるのですかということで、ある上の方、何人も、今まで課長も含め、技官も含めいろいろな方に聞いたときに、共通して言われた結論としては、契約事項に対してやってないのだから、それも、今で言うと、工事成績評定の判断材料で契約違反で明らかにひどいのは罰を入れるという話を、これはずっとお聞きしていました。

それぐらいきちんとやっているのだから、やってもらわないと困ると思えます。多分、国交省さん以外の発注者に対してお聞きしたところ、当然、同じようなこと言われています。ですから、ペナルティのつけられ方が違う話であってね。当然ペナルティはあります。ただ、国交省さんなどでも、必ずしも全部が全部できるかできないかというのはあります。建築などでも、ここにも出ている事例のように、そもそもがダクトとかが出ていて、足場すらまともに組めないところに手すりをつけろとか、そんな話はされてないのですよ。私らもそこまでは言ってないのですよ。ただ、普通に組めるところでもやってないところに対しては、安全対策としてきちんとやりましょうということでやっていますので、一応ちょっと補足です。

○蟹澤座長 わかりました。今のお話はある種当たり前のことですがけれども、仕様書に書いてあるものをやらなかったら、それは安衛法の罰ではなくて、そっちの契約上の問題は当然あるというのが現状だという御説明だったと思えますけれども、本山委員、それでよろしいですね。

○本山委員 はい、安衛法で定義されていれば、公共工事であろうが、民間工事であろうが、全てが適用になるわけですからね。ただ、それを普及するときに、公共工事は国交省が仕様書に書いているから普及しているんだという議論だと思いますね。

○杉森委員 うちが先に走るわと言われたのです。普及させたらいいのだと。

○蟹澤座長 きょうの議論は、どちらかというとな衛法なので、仕様書で書くよという問題と、金も出すからちゃんとやれという話が、今、公共工事のほうだったというようなことなのだと思いますけれども、それに一步踏み込んで、いわゆる義務化に関してここで議論をしたいということですので、御意見をどうぞ。

大幢委員、どうぞ。

○大幢委員 手すり先行工法の議論に関しては、従来から、躯体側はできないわけではなくて、躯体側に先行手すりをつけるとそもそも足場を建てる目的とした作業ができなくなってしまうため、躯体側には先行手すりをつけづらいというような状況にあると思います。そこで、平成27年度に、安全帯をしっかりと取りつけて、例えば、親綱を張って、親綱先行をやって、安全帯によって墜落を防護しようという、そういうようなことに結論としてなっていると思います。今現在はそれでいろいろな工法も生まれてきているようですので、手すり先行工法という工法に縛らずに、もっと幅広く考えて、いろいろないいやり方をもっと考えていったほうがよいのではないかというのが私の意見です。

もし、手すり先行工法を平成21年とかそれぐらいに義務化していたとしたら、こんなに手すり先行工法は進化できなかったのではないかと思います。ですから、もう少しいろいろな幅広い組み立て方ができるようなことをもっと考えていったほうがよいのではないかと考えております。

以上です。

○蟹澤座長 それでは、最川委員どうぞ。

○最川委員 今おっしゃられた意見は、私も思っています。手すり先行工法は確かに前から言っているとおり、誰も反対はしてなくて、手すりが先に片側でもあればより安全というのは認識していると思いますけれども、今言ったように、両方全てが囲われた状態ということではなくて、安全帯を使っていなければ、手すり先行工法を使った現場でも、実際に死亡事故が起きているというデータももう出始めていますよね。そういう点で、手すり先行工法は、今はまさしく普及しているけれども、官民格差においても、ゼネコンの年間工事でも手すり先行工法を大分使っています。ここ何年かで急速に伸びている中で、普通に何年かたてば、官民格差もほとんどなくなるぐらいのスピードでもう普及されてきていると認識しています。

逆に、手すり先行工法を使っても、安全帯を使っていなければ死亡事故が起きるという意識から、逆に、手すり先行工法を使っていれば安全だというのがルールになってしまうと、安全帯を使っていればほぼ墜落を防げているような、今、データ上は防げているので、そっちのほうをしっかりとやっていただく。ただ、工法に関して義務化はちょっと早いのでは

ないか。いいものを出していただくには、いろいろなものを使って、メーカー各社いろいろ違うので、手すり工法と言われても、今言われたみたいにいいものも、幅木が先にできるようなものもあれば、いろいろなメーカーもありますので、そういう中で、今、いいものが出てくる過程だと思っている。今はちょっと義務化は早いのではないかというのが、私の意見です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

とにかく、ここはたくさん意見をいただく場にしたいと思いますので、どうぞ。

宗像委員、どうぞ。

○宗像委員 住宅工場の現場で、手すり先行の割合はどんどん高まっていますし、それを私たちはウェルカムと考えております。ここで、皆さんが議論されていることはちょっと高尚な話ですけれども、ちょっと下世話な話をしてしまいますけれども、二側に足場をというのが住宅の工事現場でも広まりつつあります。

発注する元請会社が、足場屋さんに二側でというふうに発注をしました。現場を見に行ったら一側なのですね。「何でだよ」と言ったら、「材料足りないのです」という話があって、そんなの笑い話だよねと思ったのですけれども、ついこの間、自分の会社の現場で、屋根から職人が落ちました。下屋足場が組めていなかったのです。その組めてなかったので、足場屋はすごい怒ったのですよ。怒ったのですけれども、よくよく話を聞いてみると、その足場屋も、予定の日に材料を入れたかったのだけれども、足りなかったと。職人の手配もちょっと追いつかずというようなことを言い訳的に言い始めたのですけれども、局所的なことかもしれないけれども、「二側にしろ」と言ったことで材料が手薄になっているのです。その「二側にしろ」と言ったことで、新しい材料を買わなければいけない。買うとなると、今度は会社の経営を考えなければいけないというレベルまで足場屋さんがいっぱいいるのです。そんなことが、今度は二側が義務になって、材料を全部入れかえろということになったら、足場を施工する業者さんのところで大きな混乱があるのではないかなと思います。

それと普及促進とは全然別ですけれども、義務化ではなくて、自然の材料の入れかえの中でだんだんと徐々にふえていくという方向を促していく。そのために手すり先行工法はとていいものなのだよ、より安全に作業ができるのだよということを周知していくことが大事なのかなと、先ほどの法律の周知の話と同じところに落とすつもりもないのですけれども、そんな気もしてございます。

ちょっと下世話な話でございました。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

小岸委員、どうぞ。

○小岸委員 宗像委員の足場屋さんの話、僕にもよくわかる話だったので、大変理解できました。

今使っている材料を入れかえるというと、もちろんお金的にも大変だというのは私も理

解しています。ここには南雲委員と遠藤委員がいるので理解していただけたと思いますが、いきなり全部入れかえなくても、住宅とかのくさび式足場は先行手すりだけ入れかえれば、今まで手すり2本使っていた値段より安く先行手すりのブレスが1本入れられるという価格なので、材料をふやすという意味では、そこまでお金の負担にはならない。ただ、一側足場から二側足場だったら、建地の数が倍になるので、そういったところのお金の負担は確かに少なからずあるのではないかなとは思っております。

それと、僕が手すり先行工法を義務化してくれというのは、別に何かの圧力でやっているわけでも何でもなく、いまだに、僕はこういう立場をやらせていただいているのもあるので、北海道から沖縄まで仲間がいる中で、年に何件か足場の組立中に、僕の仲間の会社から落ちて死んでいるという事実があって、「手すり先行だったか」と言ったら、「いや、民間だった」ということがやはり多いので、僕の会社も、手すり先行も普通の足場も両方やるのですけれども、そういった意味で一人でも人が死ぬのを早く抑えられるのであれば、義務化していただいて、官民格差がどうだこうだというのはもちろんあるかもしれないですけれども、ただ単に僕のお願いは、足場から落ちて死ぬ人を減らしてほしいだけ。

安全帯を使えば人が落ちないで死なないというのはもちろんわかりますけれども、実際、僕らが足場を組んでいて、40m、50mで安全帯でぶら下がるのですよ。それで死ななかったからよかったですでしょう、安全帯を使っていたからと言われるよりも、ハードで落ちないものがあって落ちなかったほうが、僕ら的には40m、50m、60mでハーネスでぶら下がった気持ちというのは多分僕らしかわからないものではないかなと思って、僕は推進していただきたいなという意見でした。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

南雲委員、どうぞ。

○南雲委員 この会合を第1回に開催したときに、「充実強化」という名前がついたものに対して皆さんでどう考えていくかというような議論があったかなと思っています。今までと同じことをやっていたのでは充実強化にならないわけで、今回のこの集まったメンバーが、強い、それも確かな意識を持って強化していくことによって、労働者の災害が防止できるのではないかなと思っています。法令化するということが最終的な目標なのかもしれませんが、少しでもできるところからやっていくというのが最初の充実強化の第一歩ではないかなと思います。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

いかがですか。

では、本多委員どうぞ。

○本多委員 私も繰り返しのお話になるのですけれども、手すり先行工法がここまで普及したのは、やはりいいものだからなのですね。それをみんなで推進して、行政の御支援も

あり、みんなで推進したそういう成果だと思っています。本当にこの数年間、格段に民間工事でも手すり先行工法の普及率が上がっております。結論から申し上げますと、これを見守るとというのが一番現実的ではないのかなと思うのが実感であります。

それと、本日、参考資料2で、前回我々4名の委員から、手すり先行工法の採用が困難な事例を出させていただきましたけれども、その趣旨と目的を、改めて、ちょっとだけ申し述べたいと思っています。

現場においては、本当に多種多様で、実態は御承知のとおり、全ての現場において手すり先行工法が採用できるわけではないという状況を示すために幾つかの事例を提示させていただいたものでありまして、その結果、困難な事例がこの12事例に限るわけではないのも皆さん御承知のとおりだと思います。そういう意味で、この12事例を除外すれば法制化は可能であるというものではないということをお伝えしたくてお話しさせていただいたものであります。

あのとき事例をごらんいただいたとおり、本当にいろいろな足場が混在しているという状態で、できるところは手すり先行工法をどんどん採用されていくのです。しかしながら、どうしてもできないところがある。それが本当に罰則付きの法制化に向いているのかというところを申し上げたかった次第であります。そういう意味では、除外規定を設ければ、手すり先行工法がほとんどになっていくということにはならないこともお伝えしたくて、一部の事例を出したということをお理解いただければ、ありがたいなと思っています。法制化の上での例外規定には向かないということでもあります。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

込田委員、いかがですか。いわゆる町場、木造の世界では、先行手すり工法の普及状況とか。

○込田委員 町場の中で、新築等の部分に関しては出てきているとは思いますが、リフォームとか、小さな工事の部分では、まだほとんどされてはいないような気がしています。

私らは、足場を組むのは足場屋さんに任せているので、組み立てるときに、手すり先行でやってもらおうと、そうでなくても、私からするとあんまり問題がないかなと。ただ、現実的に墜落をなくするということがあれば、手すりがあつたほうがより事故がなくなるわけなので、それは普及することについて、私は反対するものではないし、推進していただいて結構かなと思っています。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

これは特に第564条、組立時の措置の義務化なのかという話になりますと、組み立てる当事者の御意見も前回ありましたが、これは、岸田委員いかがですか。

○岸田委員 我々は実際にその現場を巡回した際に、足場組立解体の作業を見たときは「親綱支柱を立てて親綱に安全帯を掛けて作業する工法よりは、手摺先行工法の方が安心

です。本会合での経過は日本躯体の大木会長他幹部組合員に報告しておりますが、皆さん、推進していく事には賛成しております。しかしながら、「義務化」する事については手摺先行工法では対応が難しい状況が多々あるので、難色を示しています。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、小岸委員。

○小岸委員 たびたび済みません。第564条は、とび事業者が罰せられるということなのですけれども、実際、これが義務化になったときに、とび事業者がこれを組み立てるのは義務だから当然だと思いますし、義務化されて、元請さんから指示あるものを勝手にとびが組まなかったら、もちろんとびの責任だと思いますし、指示があるもとの中で組まないということも現実的には考えられないのではないかなと思います。

○蟹澤座長 わかりました。

とびのほうのというのは、そういう御意見もあったということで。さっきの公共工事の話ではないですけれども、仕様を示されていたものをサボったという話と、また、違うところになると思いますので、それはどういう議論に収束するか。要するに、義務化といったときに、どういうふうに義務だと書くのかという話なのだと思いますけれども、それを今後の議論の大事な点になるかと思います。

いかがでしょうか。

では、まず事務局から。

○東技術審査官 特に私はこうだという意見を言うつもりはないのですけれども、事務局として、法令というか規則になったときに、直していくのを主体的にやる立場としてちょっと思ったことを言いますと、先ほど来、法令が複雑だとか、いろいろ改正も多い中で、しっかりわかっているのかどうなのか怪しいという議論が、さっきの安全点検とかの話ではいろいろ出ているのですよね。

それはそのとおりかとも思いますし、我々の立場からしたときに、もちろんやるというふうになったらやっていくことになるのだと思うのですけれども、それは、第563条も第564条も、平成21年に変えている。平成27年にも変えている。第564条はもしかしたら27年だけだったかもしれませんが、そういう中でどんどん変えていくことが果たしてどうなのかなというのが、やっていてちょっと思ったところはあります。必要だったら変えていかなければいけない。それはもちろんそうだと思いますけれども、その一方で、それについて来れるところがあるのかな。ここまで「言葉が通じない」という話もさっきの国交省の検討会の中でもありましたけれども、そういうふうにも言われている中で、まず、今のところをしっかりと徹底していくのも重要なのではないかな。もちろん、新たに必要だったら変えていくというのも重要なのだと思うのですけれども、そんなところは事務局として省令を直していくのをやっていくことが多い立場として、ちょっと気になったところでございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○杉森委員 確かに、平成21年と27年どうかなというお話をされていましたがけれども、それ以前に、昭和四十何年からずっと40年間変わってきてなかったもので、そもそもマッチングしなかった部分もいっぱいあると思うのですよ。それが、今はマッチングし始めて入ってきているので、それはスピード感としては、むしろ、もっとどんどん事前にやっていたらよかったのかなと、それが一つちょっと。別に文句を言っているわけでも何でもなくて、単純にそう思っているのが1つと。

さっきから、いろいろな話をお聞きしている中で、人の命を守るための対策を充実強化していこうということと、それがどう普及していくのか、どう伝えていくのか。それは、また、要は、業界団体であったり、当然、行政も含めてですけれども、それは、また、努力の話なので、それができてないからこれができないのだ、あれができないのだと言ったりしたら、世の中そんなものはいっぱいあると思いますけれどもね。そこはちょっと議論を分けて、まず対策としてはどうするのか。その上で、対策をきちんと充実した上で、何をどう伝えていくのか。メディアを使っていくのか、いろいろなことも考えられると思うので、それは、また、別個の話の中で考えていけばいいことだと思います。

それと、当然、安全帯の話とかがあります。いろいろなもの、多様なものをチョイスできるようにというのはわかるのですが、これだけの皆さんが十分手すり先行工法に効果があることに理解を示されていて、大臣もこの間どこかで発言されていましたが、それぐらいの評価があるとなっている中で、問題解決としての、例えば規定、今だって実際にあるわけですから。今、現行法令だって、例えば手すり先行工法ではなくても、例えばくさび緊結式だって手すりの中さんはつけなければだめなのです。そのときに、ダクトがある足場のところは実際どうされているのですか、何が何でもダクトを外してぶち抜いてやられているのですかという話なのですよね。そういふうなことはみんなわかっていることなので、きちんと規定を設けた上でやっていけばいいことです。

うちの組合でも安全帯のメーカーさんとかもおられますのでわかるのですが、でも、今話をしているのは、床から落ちないようにしようという、まず十分な対策を講じましょうよ、充実強化していきましょうよと。その上での補完としての、そもそも法の体系もそうなっていると思うのです。安全帯に関しては、第519条のところは、まず手すりを設けろ、囲いを設けろ。これによらないときは安全帯をかけろとなっていると思いますので、この話も何回も出ていると思いますけれども、今やっとならぬことができるようなものが、手すり先行工法として十数年前に導入されて、これだけの普及が広まってきて、今、皆さんがこれに関しては、誰も悪いとは思わない、いいのだと。今、岸田委員からも、実際に自分たちの作業をさせるのも、非常に安心でいいものだとなってきたので、これを今きちんと。ただ、猶予期間とかそういうのは、この間もお話ししましたが、ちゃんと決めた上で、まずきちんといいものは義務化をしていくと。その上で、猶予期間をとるのかとかという議

論をしていかないと、これはいつまでたっても、自然発生的に何かがというこの議論をどこかできちんと一回整理するタイミングではないのかなと思います。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

大分時間も迫っていますので、きょうも多様な御意見をいただいたということですが、座長が申し上げるのもあれですが、義務化するとなると、例えば、足場の仕様として書くのかというような問題があったりとか、あとは、要するに、働く人が落ちないようにすることに関して反対する人は全くいないわけですが、その方策の中で、唯一無二のものというふうに書くのか、または、その中の一つの方策として、要するに、最上部の足場の作業のときには手すりがついているというようなものを一つのものとして書くのかとかですね。

その辺は、多分いろいろなきょう御議論を聞いて、義務と言っても、どのレベルでということがあると思うのですね。それによって皆さんの受けとめ方も変わってくると思いますので、この辺は、きょうたくさん意見をいただきましたので、実は深読みすると、どのレベルで皆さんもとらえたらいいかと、非常に事務局も難しいのではないかと思いますし、実際に文章化するときにはどういうふうに書くかというのは、これはテクニカルにも非常に難しい問題があるのではないかと思います。

きょうのところは、済みません、時間もございませんが、要するに、そもそもの目的である、特に手すり先行にしたら、足場を組み立てる方が落ちないように、より確実に落ちないようにするという目的については、皆さん異論は全くないと。それから、手すり先行がその中でも優れた方策であることについても異存はないと。ただ、義務と言っているところのとらえ方が、それぞれにお立場によってとらえ方が違うと思いますし、義務となったときには、一方で罰則が誰に対してかかるのかとか、いろいろなことを整理しなければいけなくなってきますので、次回の論点の整理というところでは、より具体的に恐らくやっていた必要があるのかなと思いますけれども、その辺は事務局には少しお手数をおかけいたしますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかにこれだけはというのが、どなたかありますでしょうか。

よろしければ、ほぼ予定の時間になりましたので、事務局にお返しします。よろしくお願ひいたします。

○佐々木建設安全対策室長 ありがとうございます。

では、事務的な連絡でございますけれども、タブレット、それから、タブレット操作手順書、机上配付している青いファイルにつきましては、そのまま置いてお帰りをいただきたいと思います。

それから、次回でございますけれども、3月の開催を予定しておりますけれども、具体的な日程につきましては、近日中に調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

それでは、長時間にわたりまして御議論いただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、各委員にお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。その後、厚生労働省のホームページに掲載させていただきたいと思います。

では、以上で、「第4回建設業における墜落・転落牛対策の充実強化に関する実務者会合」を閉会したいと思います。ありがとうございました。